

fill  
B52

Contents  
NOMOS No 2 1991

---

**Foreword** : On a Letter of Korekata Kojima ..... *Katsumi Yamakawa* ( 1 )

---

**Symposium**

The 4th Symposium : Evaluation of Electoral Systems  
Evaluation of Electoral Systems and Political Party Systems ... *Mitsutoshi Ito* ( 8 )  
→ Questions of Electoral Fairness ..... *Bernard Grofman* ( 19 )  
translated by *Kyoji Wakata*  
Comment ..... *Ichiro Miyake* ( 24 )  
*Toshimasa Moriwaki* ( 25 )  
Q & A ..... ( 27 )

The 5th Symposium : Social Science and Computer Utility  
Research Work on Social Science with the Aid of Personal Computer  
..... *Susumu Yoshinobu* ( 35 )  
Uses of Simulation Models in Teaching Social Science ... *Keisuke Yamamoto* ( 58 )  
A Reflection of Business Education towards Information Network Society  
..... *Takayoshi Okabe* ( 74 )  
Q & A ..... ( 85 )

---

**Seminar on Contemporary Law**

The 2nd Seminar on Contemporary Law : On the Problems in the Act of Land  
and House Lease  
Critical Examination on the Period and Renewal of Lease in the Revisions of  
the Land Lease Act and House Lease Act  
— From the Viewpoint of Fair Ren — ..... *Toshio Tsukioka* ( 89 )  
On the Succession of the Right of Lease ..... *Takeshi Kokubu* ( 103 )  
Q & A ..... ( 125 )

The 3rd Seminar on Contemporary Law : Problems of Japan's Land Policy  
Legal Control for Detering the Japan's High Land Prices and it's Problems  
..... *Toshio Ikeda* ( 134 )  
The Current Situation of Land Price Problems in Osaka Prefecture  
and Tasks for Solving Them ..... *Tetsuo Yasura* ( 153 )  
Comment ..... *Tadaichi Ueda* ( 167 )  
Q & A ..... ( 171 )

## Open Lecture

- The 3rd Open Lecture  
Legal Order in Japan ..... *Takao Tanase* (179)  
Q & A ..... (186)
- The 4th Open Lecture  
On the Statute for a European Company ..... *Masashi Yamato* (192)  
Q & A ..... (204)
- 

## Special Study Meeting

- The 2nd Special Study Meeting  
Probleme der Wiedervereinigung Deutschlands ..... *Hans Joachim Hirsch* (209)  
translated by *Keiichi Yamanaka*  
Q & A ..... (216)
- The 3rd Special Study Meeting  
Realignment of American Party System ..... *Richard G. Niemi* (222)  
translated by *Kyoji Wakata*  
Q & A ..... (234)
- The 4th Special Study Meeting  
Strafrechtlicher Schutz des Embryos ..... *Albin Eser* (239)  
Q & A ..... (247)  
Strafrechtsangleichung im wiedervereinten Deutschland ..... *Albin Eser* (250)  
Q & A ..... (264)  
translated by *Keiichi Yamanaka*
- 

## General Study Meeting

- The 3rd Study Meeting  
EC 1992 ..... *Tadashi Murai* (275)  
Merits and Demerits of Jury System ..... *Akira Morii* (294)
- 

## Study Notes

- Die analytische Rhetorik von Professor Dr. Ballweg ..... *Hiroyuki Fukutaki* (315)  
Une note sur l'avant-projet de loi français relatif à la fiducie  
..... *Shinichiro Hayakawa* (319)  
Mammut und Hakenkreuz — Nazi in Oberbayern — ..... *Ken Takeshita* (322)
- 

- Provisions of the Institute ..... (327)  
Members and Staff of the Institute ..... (329)

umi Yamakawa ( 1 )

Mitsutoshi Ito ( 8 )

rnard Grofman ( 19 )

Kyoji Wakata

Ichiro Miyake ( 24 )

masa Moriwaki ( 25 )

..... ( 27 )

mputer

ummu Yoshinobu ( 35 )

suke Yamamoto ( 58 )

ork Society

akayoshi Okabe ( 74 )

..... ( 85 )

he Act of Land

e Revisions of

shio Tsukioka ( 89 )

akeshi Kokubu ( 103 )

..... ( 125 )

and Policy

l it's Problems

... Toshio Ikeda ( 134 )

ecture

..Tetsuo Yasura ( 153 )

..Tadaichi Ueda ( 167 )

..... ( 171 )

ノモス No. 2

---

発行日 平成 3 年 12 月 20 日

発行所 関西大学法学研究所  
大阪府吹田市山手町

編集・発行者 山 川 雄 巳

印刷者 ナニワ印刷株式会社  
大阪市北区天満 1-9-19

---

今回の答申の基本は、や  
教代表制を主調にしてい  
ず。委員長の報告にあり  
ら日本が難局に向かうに  
しる大事だということが  
の場合、あまりにも少数  
といけないから比例代表  
いう、そういう議論だと  
審議会に対する一つの解  
党、あるいは政府の立場  
在だと、そういう解釈が

の答申に対する一番素直  
ばい解釈であり、これが  
いうように私は勘繰って  
ど申しましたように、2  
くるといことはなかな  
まず小選挙区制度におけ  
在の与党が勝ちますか  
疲れてしまってほんとう  
う。その先を考えると、  
二つに分かれるかという  
まんやりと描けるわけで

まり解釈が酷ですので、  
り善意な解釈です。あの  
はり日本の現状について  
いて何とかしないといけ  
ままででは与党は直そう  
一応は与党が受け入れら  
けれども、その案には超  
なにかあったらこれま  
退するぞと。その実験  
と。ですから、善意で  
つまり政権交代をよく  
とやりたい、賭けに出た  
つ目の解釈であります。  
賭けであって、政治的な  
いナイーブじゃないのか  
をよくしようと思って善  
して、誠心誠意議論をつ  
てああいう答申を出し  
政治はこれ以上悪くなり  
厳があったかもしれませ

ん。一党優位制を強化することに終るのは善意  
の委員の意図に反することでしょう。私の危惧  
であればよいのですが。

私が少しおかしいなと思いますのは、かつて  
小選挙区制案が2度出されたことがあります。  
そのときは世論も野党も、そしてマスメディア  
もかなり反対して2度とも失敗したわけです  
が、今回はそれがすごく少ない。結局、日本は  
ずいぶん安定してきて、与野党の対立もなくな  
ってきたので、これ以上政治がどうなろうと悪  
くなることはないだろうと、買い被りといいま  
すか、変化というのはすべていいほうに動くは  
ずだという見方がその背後には感じられます。

今回の答申は、いままで検討していたことか  
ら見ますと、いろいろな意味でたとえば選挙制  
度と政党政治の因果関係から申ししても理論  
的にあまり深くはないし、バイアスがありそう  
です。イギリスの経験がそのまま日本で妥当す  
るような議論がされているようなことがあ  
って、私自身はそれに対して議論がないこと  
についての不審といいますか、怪訝な感じをも  
っているところですが、それについての皆さん  
ご意見をお聞かせいただきたいと思  
います。

どうも静聴ありがとうございました。

若田 それではいまの伊藤先生のご報告に  
関してですが、すでに伊藤先生のレジュー  
メを見て、グローマン先生は山川先生とディス  
カッションなさいますと、伊藤先生のご意見  
に関してはほとんどグローマン先生のほう  
でも理解されて、しかもかなりの部分賛成  
だったそうです。したがって、皆さんには  
全然必要のないことなのですが、この席  
でいまの伊藤先生のご報告をグローマン  
先生のために、10分ぐらいで非常に  
簡単に要約だけしておきたいと思  
いますのでご了承願います。

司会 それではグローマン先生お願いいた  
します。

#### 選挙における公正さの問題

バーナード・グローマン

まず最初に、この関西大学にお招きいた  
だき、こういうシンポジウムに出席する機会を  
与

えていただきましたことに深く感謝いたしま  
す。

それから、もう一つ私の勤めておりますカリ  
フォルニア大学アーバイン校の教授でおられ  
ますデヴィッド・イーストン教授及びハリー・エ  
クスタン教授からのごあいさつをお伝えしたい  
と思  
います。

同時にまた伊藤先生にもお礼申しあげたい。  
とくに、伊藤先生が私の理論、あるいは私の意  
見について、非常に好意的なコメントをして  
くださったことに対してお礼を申しあげたい  
と思  
います。

伊藤先生と私の間には、非常にたくさんの共  
通点がござ  
います。とくに、選挙制度改革に関  
しましては、どう  
いう問題を探  
っていくかとい  
う点に関しま  
して、ほとんど  
完全に一致す  
るといっても  
いいかと思  
います。とくに  
いまの伊藤先  
生のご発言中  
での小選挙区  
制の賛成者と  
反対者の意見  
、それから比  
例代表制の賛  
成者と反対者  
の意見として  
お述べになり  
ましたいくつ  
かの点に関し  
ましては、私  
はまったく同  
意見である  
ということ  
を言ってお  
きたいと思  
います。

また、伊藤先生がいまおっしゃいました日本  
の中選挙区制というものが、小選挙区制とい  
わゆる比例代表制の中間的な特徴をも  
っているとい  
う点につきま  
しても、私  
はまったく同  
感であるとい  
いたいと思  
います。また  
伊藤先生がど  
のような選挙  
制度がわれわ  
れにとって一  
番いい選挙  
制度かという  
ことは非常に  
難しいと言  
われた点に関  
しましては、  
私はまったく  
同意見であ  
ります。

また、伊藤先生が、日本の中選挙区制とい  
う選挙制度が  
自民党の1党  
独裁とか、金  
権政治を生  
んでいるとい  
うことは言  
えないとお  
っしゃった  
ことに関し  
ましては、伊  
藤先生のほう  
が日本の政治  
をよくご存じ  
ですから、そ  
の判断に賛  
意を表したい  
と思  
います。私が  
日本以外の比  
較政治学的な  
見地から言  
えますことは  
、日本以外の  
いろいろな  
国々はいろ  
んな選挙制  
度を持っている  
わけですが  
、そういう  
国におきま  
しても、やは  
り1党独裁  
とか金権政  
治ということが  
現実にあ  
ちこちで起  
こっている  
ということ  
であります。

私と伊藤先生の間には非常にたくさんの共通  
点があるとい  
う点に関し  
まして、もう  
少し述べて

みたいと思います。私と伊藤先生を女性に例えますと、2人の非常にきれいな女性が部屋の中へ同時に入ってきて、相手がまったく同じ服を着ているのを見てびっくりしたというようなことに似てゐるのじゃないかと思ひます。そういう状況で女性はそれぞれ相手に対して嫉妬、羨望を感じると同時に、お互いすばらしい趣味を持っていてよかつたなど、お互いをほめたたえ合うというようなことに似てゐるのかもしれない。

なんと申しましても伊藤先生のご意見、あるいは伊藤先生がある程度引用されたと思ひます三宅先生の意見と私の意見がほとんど同じだということを知りまして、私としては非常に喜んでおるしだいであります。この点はまさに政治学というものが非常に国際的になってきてゐるということを表してゐると思ひます。

私がレイプハルト教授と一緒に編纂しました『選挙法とその政治的影響』というタイトルの本を出しましたときも、私たちは世界中のいろいろな学者からいろいろな知識を取り込んだわけでありまして、『選挙法とその政治的影響』という、この本には世界各国の学者が寄稿してありまして、たとえばイギリス、オランダあるいはアイルランド、アメリカ、イタリア、スペイン、日本というような各国の学者による研究が入つてゐるわけでありまして、

ここでわれわれ、つまり私と伊藤先生が行つております討論のルーツを探つてみますと、それはずっと時代を遡つてギリシア、あるいはローマの理論家、あるいはフランス、アメリカ、ドイツ、その他の各国の思想家たちの考へに遡ることができるわけでありまして、

私のきょうの話は三つの観点と九つの問題点というものから成り立つてゐます。そして、九つの問題点は四つの皮肉と五つの結論というものから成り立つてゐます。きょう、ここへ来るまでは四つの結論を話そうと思つておつたのですが、こちらに来まして、この会場に入る前に伊藤先生といろいろ話をしているときに、いろいろな一致点を見出して、非常に喜んで、そしてその話の中からもう一つの結論を私は引き出しましたので、ここにそれを付け加えて五つの結論としたいと思ひます。

ここで三つの観点を説明しますと、一つはアテネのモデル、これは抽選によつて選ばれたアテネの陪審員というものが代表だと思ひますが、そういう観点。第2の観点はポピュリスト・モデル、いわゆる市民代表というような観点でありまして、これは選挙民の意思を代議員が忠実に反映しなければならないという考へ方。そして第3の観点というものは、ルソー的な考へ方と申しますか、議員あるいは代表者は一般市民の一般意思と申しますか、そういうものを探し当てて、それを代表しなければならないという考へ方でありまして、この三つの、つまり代表制に関する三つの考へ方というものは、これから述べます九つの質問というものを導き出すというように考へておられます。

アテネ陪審員の考へ方といひますものは、選ぶことの公平さと、それから比例制というものを問題にするわけでありまして、ポピュリスト・モデルという考へ方は、選挙民によつて選ばれた議員たちを、選んだ人たちの意思に従うようにさせるという点に重点が置かれてゐるということができます。第3のルソー的な観点というものは、むしろ議員たちのパフォーマンスと申しますか、議員たちの仕事の仕方というものに焦点を当てるわけでありまして、

で、この三つの観点全体にわたつて言えるもう一つの問題点というものは、いわゆる正しい選挙ということでありまして、つまり自由でそして威嚇などのない選挙ということになるわけでありまして、

伊藤先生がすでに私の考へておられます九つの問題点というものについて、ほとんど言及されましたので、私といたしましては、この九つの問題点を非常に簡略化して述べたいと思ひます。それにもかかわらず、私としましては一つの問題点、つまり第9番目の問題点に焦点を当てて少しくわしく見てみたいと思ひます。というのは、9番というものは、日本とアメリカ、どちらでもマジックナンバーと呼ばれてゐるようでありまして、

私は八つの質問をすることができたわけでありまして、九つの問題を留意しましたのは、野球にも便利だと思つたからであります。この九つの問題点というものを、野球のゲームに当てはめて

明しますと、一つは鏡  
によって選ばれたアテネ  
表だと思いますが、そ  
はポピュリスト・モデ  
ルという観点であり  
意思を代議員が忠実に  
という考え方。そして  
ルソー的な考え方と申  
代表者は一般市民の一  
ういうものを探し当て  
ばならないという考え  
の、つまり代表制に関  
ものは、これから述べ  
のを導き出すというよ

といますものは、選  
から比例制というもの  
ます。ポピュリスト・  
選挙民によって選ばれ  
たちの意思に従うよう  
が置かれているという  
ルソー的な観点という  
のパフォーマンスと申  
事の仕方というものに  
ます。

体にわたって言えるも  
は、いわゆる正しい選  
で、つまり自由でそし  
いうことになるわけで

考えております九つの  
ほとんど言及されま  
ては、この九つの問  
たいと思います。  
しましては一つの問  
に焦点を当てて少し  
います。というのは、  
アメリカ、どちらでも  
れているようでありま

ことができたわけす  
ましたのは、野球にも  
ります。この九つの問  
のゲームに当てはめて

みますと、それぞれの問題に關しましてどのピ  
ッチャーが一番いいか、どのセンターが一番優  
いとか、というようなことを討論するということ  
になるような気がします。野球のチームに例え  
てみますと、あるチームはよりすぐれたピッチ  
ャーを持っているというような場合があるかも  
しれません、ただそれだけで、その野球チ  
ームがより強いとは必ずしも言えないのではない  
でしょうか。それよりもむしろ大事なのは、各  
部署といえますか、九人の選手がうまく統一さ  
れて、全体として力を発揮するというのが一番  
大事なのではないでしょうか。

選挙制度を比較して、どちらがよい制度だと  
言うことは非常に難しいわけでありまして、た  
とえば日本の制度とアメリカの制度と比べてみ  
ましても、われわれが言えることは、どっちの  
チームがピッチャーはいいと、あるいはファ  
ーストがいいとかは言えます。けれども、全体と  
してどっちがいいと言うことはなかなか難しい  
のではないのでしょうか。

それでは、これから私が先ほど述べました四  
つの皮肉というものを説明したと思いま  
す。

第1の皮肉と申しますのは、日本では中選挙  
区制を改革して小選挙区制を持ち込もうとして  
いるわけですが、アメリカにおきましては、逆  
に小選挙区制からむしろ比例代表制へ、あるい  
は小選挙区制からセミ比例代表制と申します  
か、準比例代表制のやり方へと改革しようと  
している傾向があるという皮肉でございます。日  
本で行われております中選挙区制というもの  
は、アメリカ、とくにアメリカの地方選挙にお  
きましてはしだいに取り入れられてきているとい  
うことができると思います。とくに、アラバ  
マ、ノースカロライナ、そしてジョージア州に  
おきまして実現されているということができま  
す。

このような中選挙区制のやり方というもの  
は、アメリカでとくに人種的な少数民族の代表  
に関する解決策、とくにアフリカ系やスペ  
イン系の少数民族に対する解決策として、とくに  
1965年の投票権法というものに関連して実現さ  
れてきたわけでありまして、アメリカにおきま  
しては、選挙における投票というものは、大体人種

的、民族的なグループ、少数民族のグループご  
とになされる傾向が強いわけでありまして、そ  
ういう意味でこのやり方、つまり中選挙区制と  
いうものは、そういう人種的な少数派、少数民  
族が少なくとも1人の代表を地域から送り出す  
というのには、非常によいやり方として使われ  
てきたということでもあります。

実際、私は一度法廷で証言したことがござい  
まして、その事件と申しますのは、アメリカ連  
邦政府とジョージア州オーガスタ市の州政府  
との間の事件でございまして、そこでは地方選  
挙、つまり市の選挙、オーガスタの市議員選  
挙に中選挙区制を採用することを進めておいた  
わけですが、そこで私は証言台に立ったことが  
ございます。言い換えますと、日本はその選挙  
制度をもっとアメリカのように改革しようとし  
ているわけですが、逆にアメリカでは、少なく  
ともアメリカの地方レベルでは、選挙制度をも  
っと日本のようなものにしようとして改革してい  
るということが言えると思います。

第2の皮肉というのは、日本における改革提  
唱者たちは、この小選挙区制度を導入すること  
によって、政党の役割というものを強めよう  
と、あるいは政策に基づいた選挙、政策に基づ  
いた競争というものを強めよう、あるいは候  
補者個人に基づいた、あるいは非常に地域的に  
狭い見の、いわゆる利益誘導政治というもの  
をなくそうという目的を持ってこれを提唱して  
いるわけでありまして。

また、同時に言えることは、アメリカにおけ  
る研究者たち、たとえばイェール大学のデヴィ  
ッド・メイヒューとか、ハーバードのモーリス  
・フィオリナなどが言っていることは、次のよ  
うなことでありまして、すなわちアメリカにお  
ける小選挙区制から選ばれた議員たちというも  
のは、必ずしも彼らの政策的な立場とか、彼ら  
の政党所属というようなものによって、選挙に  
勝っているのではないということ。そしてまた、  
第2の点としまして、現職議員が何度も再  
選されることが多いということ。しかも、そ  
の現職議員が再選されるということは、彼ら  
のいわゆる政策議論によってではなくて、もっと  
個人的な世話活動のようなものによって、選挙  
に勝ってきているということがいえると思いま

す。

日本におきましても、あるいはアメリカにおきましても、同様に政治家たちが選挙民に対するサービスというものに非常に注意を払っているということがいえるのではないのでしょうか。若田教授が1985年の論文で言っておりますように、アメリカにおきましては、必ずしもそういう選挙民に対するサービス活動というものは、特定の選挙民の個人的な支持、忠誠というものを得るわけではないのでありますけれども、むしろそういうサービス活動というものは、選挙民全般に対する名声と申しますか、評判を高めるという働きをしているということではできません。

したがって、現在の中選挙区制から小選挙区制に変えることによって、日本の国会議員たちの、いわゆる地域利益優先志向と申しますか、そういう考え方をなくそうというのはあまりにも楽観的な考え方ではないのでしょうか。一般的に言いまして、議員たちが選挙民にサービスする、そういう活動に非常に力を入れるという傾向は、全世界的に広がっていると言うことができるのであります。たとえば、イギリスにおきましてもそういうことが言える。イギリスというような政党が強いとされているところでもこういうことが起こっている。これはブルース・ケイン、ジョン・フェアジョン、モーリス・フィオリナの書きました『個人票』といいますが、『パーソナル・ポート』という本にも明らかです。

日本における選挙制度の改革者たちは、改革によっていわゆる金権政治というものを押さえようと、そして、非合法的な政治資金というものをもっと規制していこうというように考えているわけでありまして、同時にアメリカにおきましては、政治改革者たちは最近の選挙資金規制法の影響というものを強く受けているということだと思います。アメリカにおける改革というものは、政治活動委員会(PAC)、そういう団体が輩出するという状況を生み出したのでありまして、それは個人的な選挙政治資金というものをある程度制限しましたけれども、金権政治という意味では以前と同様、あるいは以前にも増して悪い状況が出てきたと

言えるのではないのでしょうか。

第4番目の皮肉というのは次のようなものがあります。日本の選挙制度改革者たちは、小選挙区制の議席をふやすことによって、政党の力というものをもっと強めようとしているわけでありまして、逆にアメリカの下院議院におきましては、この結果として民主党が非常に確固とした地位を築いてしまったということができます。

それでは、これから五つの結論のうちの最後のものを紹介したいと思います。その結論と申しますのは、どの選挙制度が一番いいかということは非常に難しいということでありまして、ある一つの制度がすべてを満足させるということとは不可能なのであります。選挙制度改革の影響というものを理解するためにはその選挙制度が導入される国の政治制度全般というものをまず理解しなければならないと思います。紙の上では同じような制度が存在するといいたしましても、実際にその制度が同じように働いているかどうかということは別問題でありまして、若田教授の論文でも述べておりますように、たとえば日本における常任委員会の制度というものは、アメリカ議会の常任委員会制度を取り入れたものとされています。けれども、実際の運営に関しましては、二つの制度は非常に違ったように運営されているわけでありまして、

またあらゆる選挙制度というものが試されたとしても、それは常に予期できない結果というものをもたらすことがしばしばなのであります。もし、われわれが制度の一部を改正したといたしましても、その制度で働いておる行為者、議員たちは彼らのやり方を新しい制度に適應するように行動するのでありまして、そういうかたちで改革された制度というものは、実際には大した変化をもたらさなくて、以前のような状況が続くということが実際には起こるわけでありまして、

選挙制度の改革というものは、二つの観点から見るができると思います。一つは批判的な観点からどちらがよいかということを考えるわけでありまして、もう一つの観点は、もっと現実的な観点と申しますか、いったいだれがどういう得をするのかということでありま

うか。  
のは次のようなもので  
度改革者たちは、小選  
とによって、政党の力  
ようとしているわけで  
アメリカの下院議院に  
として民主党が非常に  
しまったということが

二つの結論のうちの最後  
います。その結論と申  
度が一番いいかという  
うことであります。あ  
満足させるということ  
。選挙制度改革の影響  
めにはその選挙制度が  
全般というものをまず  
と思います。紙の上で  
正するといたしまして  
じように働いているか  
題でありまして、若田  
りますように、たとえ  
会の制度というもの  
委員会制度を取り入れ  
けれども、実際の運営  
制度は非常に違ったよ  
であります。

というものが試された  
に予期できない結果と  
がしばしばなのであり  
制度の一部分を改正し  
制度で働いておる行  
り方を新しい制度に  
でありまして、そう  
度というものは、実  
さなくて、以前のよ  
とが実際には起こるわ

ものは、二つの観点か  
はます。一つは批判的  
かということを考える  
、もう一つの観点は、  
しますか、いったいだ  
かということでありま

す。この二つの観点というのは、私がこの会議  
の始まる前に伊藤先生とちょっとお話したと  
きに出てきた観点なのでありますけれども、こ  
の批判的な観点と現実的な観点というものは、  
全然違った制度の見方というものをもちますわ  
けであります。選挙制度改革というようなもの  
は、改革という名目で提案されるわけですが  
れども、実際問題としてそこで問題になってい  
るのは、それによってだれが勝ち、だれが負け  
るかという問題なのであります。

それでは、そろそろ時間もまいりましたの  
で、結論に入りたいと思うのでありますけれど  
も、一つの比喩と申しますか、例え話をしてみ  
たいと思います。たとえば、あなたがトヨタの  
自動車を買う。そして、パンクしていた、ある  
いは故障する。そうしましても、あなたはト  
ヨタの車を買いかえてしまうということせず  
に、まず悪い部分を取りかえるということをし  
るはずでありまして、トヨタが故障したからと  
いてその車を前の部分がアメリカでつくられ  
たフォードで、後ろ半分がイタリアでつくられ  
たフィアットというような、中途半端な自動車  
に買いかえるということはまさかされないと思  
います。とくに、この車の前半分のアメリカ車  
と後ろ半分のイタリアのフィアットというの  
が、うまく継ぎ合わないような場合には、なお  
さらこれはよくないと思います。

もし1票の格差が出てきたということが、い  
まの日本で問題になるのであります。現在の  
のシステムの中で1票の重さの格差を是正する  
ということを考えるのが、まず第一ではないで  
しょうか。もしあまりにもたくさんの少数政党  
が乱立し過ぎる状況が問題だというのであれば、  
現在の中選挙区制において、4人区、5人  
区というような大きな選挙区をできるだけなく  
して、むしろ2人区というような、やや小さい  
目の中選挙区をふやす。これは私の同僚のター  
ガベラが1984年の論文で述べたことであります  
けれども、そういう方向をとることができると  
思います。1989年の参議院選挙で、2人選挙区  
というのを見てみますと、大体2人選挙区に  
おきましては、自民党と社会党が選ばれている  
というようにみることが出来ます。

もし問題が金権政治であるならば、これはど

うしたらいいか私にはちょっとわかりません。  
もし問題が選挙の自由さというもの、たとえば  
選挙活動を制限しているいろいろな制約的な規  
則をもっと開放的なものにするという問題で  
ありましたら、これは選挙制度そのものを変えず  
に、直接この問題だけを取りあげて解決するこ  
とができると思います。

それでは非常に時間をとりまして申しわけな  
いと思うのですが、これで一応報告を終わら  
せたいと思います。

#### 配布資料

"Evaluative Aspects of Representation:  
Classic Western Political Theory and  
Contemporary U. S. Political Science  
Compared and Contrasted"

My introductory remarks focus on four ironies  
about electoral reform in the U. S. and Japan.  
First, as Japanese reformers seek to do away with  
S. N. T. V., reformers in the U. S. are advocating  
it as a means for racial and ethnic minority  
representation. Second, as Japanese reformers  
seek to strengthen the policy basis of party  
competition and reduce constituency-based paro-  
chialism and pork-barrel politics, in the U. S. we  
see a rise in a constituency-service orientation  
among legislators. Third, as Japanese reformers  
are emphasizing the need to reduce the impor-  
tance of money in politics, U. S. reformers  
are trying to *un*reform their earlier campaign  
finance reforms, because those reforms had a  
number of unintended consequences and did not  
do what they were supposed to do. Fourth, as  
likelihood Japanese reformers seek to ensure  
increased of chang of party control, the single-  
member district U. S. House of Representatives  
seems firmly and irrevocably in the hands of  
the Democrats.

After these introductory remarks, we turn to  
a discussion of three fundamentally different  
notions of representation:

- (1) the mirror model,
- (2) the delegate model, and
- (3) the Rousseauian model of the legislature  
as an embodiment of the "general will",  
and we discuss the types of normative  
criteria for evaluating the fairness and  
effectiveness of representation that each  
of these models gives rise to.



- (1) Are legislators as a group descriptively representative of the *socio-economic* attributes of the voters?
- (2) Do legislators as a group hold *views* that are representative of (a mirror of) the *full range* of interests and preferences of the voters?
- (3) Do the rules for apportioning seats to *geographic areas* satisfy the “equal population” standard?
- (4) Are political *parties* treated fairly in terms of the *proportionality* of their representation and/or in terms of *absence of bias*?
- (5) Are *individual* legislators *responsive* to the *views of their own constituency*?
- (6) Are *legislators serving the public interest*, or are they concerned with particularistic and parochial interests of those of factions?
- (7) Are voters able to use their votes to make an effective choice between competing clearly defined public policies and visions of the public interest?
- (8) Do elected officials *perform* effectively to promote national interests, social welfare, and economic growth?
- (9) Are there honest elections, with secret ballots, free of voter intimidation or bribery, with adult suffrage, and genuine political competition?

司会 それではこの辺で10分間休憩をさせていただきます。

先ほど申しましたように、ご討論をいただくわけなのですが、皆さんとも相談をいたしまして、これからの時間、討論の時間と質疑応答の時間を区切らないで、そのまま一括して質疑の時間に入りたいと思います。

司会 では、お2人の先生のご討論を含めて、質疑の内容という方面に進ませていただきます。

それでは三宅先生からよろしく願います。

神戸大学の三宅です。先ほど伊藤さんから私の本の紹介をしていただきましてたいへん光栄でございます。これにつきましては、異義のある方がたぶんこの中にいらっしゃると思います。私があの本で主張いたしましたのは、選挙制度は、政治のシステムと密接に関係しているということで、伊藤さんのレジュメの第6「選挙制度と民主主義モデル」とありますように、選挙制度と民主主義モデルとは結びついているものですから、現在のような選挙制度審議会でこういう問題を議論して、日本のとるべき民主主義モデルを決めるのは、いささか僭越ではございませんかということなんです。といいますが、まったく改正しなくていいかというところではありませんで、改正について二つの状況が考えられます。一つは先ほどもグロフマンさんがいっておられたコンテキストですね。同じ制度でも政治的、文化的コンテキストによっていろいろな問題が出ていると。そのコンテキストで問題になっていることを解決するのに、選挙制度改正が必要であるならば、その部分についてだけ改正すればいいのです。

それからもう一つは、技術的な問題でして、中選挙区制は技術的な欠点、短所を持っている。伊藤さんのレジュメの2ページ目に載っていないんですけども、短所としまして、ここに挙げられていることのほかにオーバープレゼンテーションの問題とか、アンダープレゼンテーションの問題があります。つまり、候補者数に結果が依存しているという問題ですね。候補者をたくさん立てすぎると票は多くとれるが共倒れの危険性があり、少なく立てると損をする。それともう一つは、一つの政党から複数の候補者を立てる場合、片方に票が集中すると2人とも通るはずなのに通らない。こういう技術的な問題がありますが、これはたいへん大きな問題です。つまり、プロポーショナリティの問題、しかも純粹の1対1対応のプロポーショナリティの原則をゆるめるとしても、シンメトリイといいますが、プロポーショナリティでない